

5福祉子保第4028号
令和6年3月26日

各区市町村保育主管部長 殿

東京都福祉局子供・子育て施策推進担当部長
東京都福祉局指導監査部長
(公印省略)

委託費の適正管理の徹底について（通知）

平素より、東京都の保育行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

私立保育所に対する委託費の経理等については、平成27年9月3日付府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下「経理等通知」という。）により取扱いが定められており、都では、令和2年11月19日付2福保子保第3496号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて」（以下、「都第3496号通知」）にて事務手続きの取扱いをお示ししているところです。

この度、都が実施した私立認可保育所に対する指導検査において、委託費の管理が適正に行われていない事案が発覚しました。

東京都管内の認可保育所におかれましては、これまでも委託費の適正管理に努めて頂いていることと存じますが、経理等通知及び都第3496号通知に基づき、あらためまして必要な諸手続及び適正な保育所運営に関して御留意いただくとともに、委託費の適正な管理を確保するため、各区市町村におかれましては、管内の認可保育所へ以下の点について周知いただき、事業者に対する御指導等、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

記

1 事案概要

私立認可保育所において、以下の事案がありました。

- 本来保育所が保有すべき積立資産等の現金預金が実際に保有されずに他の保育所の運営に要する経費に充当されていた。
- 積立資産の目的外使用を行う場合に必要な都に対する協議を行っていなかった。

2 委託費の適正管理について

上記事案の主な原因としては、①本部や複数の保育所又は他の事業の資金を同一通帳により管理保管しており、各施設間の資金の貸借又は繰入金支出、繰入金収入を認識しないまま、委託費を施設間で資金移動していたことなど、資金管理が適正に行われていなかったこと、②委託費の経理等通知について認識が不足していたことが考えられます。

そこで、複数施設及び複数事業の積立資産及び現金預金を、法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう資金管理を行うとともに、あらためて委託費の資金管理の徹底及び経理等通知等の手続の遵守にご理解いただきますよう、お願いいたします。

3 その他

なお、当該事案を受け、別途、東京都内における私立保育所の自己点検を実施いたします。

【担当】

(私立保育所の委託費に関すること)

東京都福祉局子供・子育て支援部 保育支援課
保育計画担当

電話03-5320-4128 (直通)

(指導検査に関すること)

東京都福祉局指導監査部 指導第二課
保育施設検査担当

電話03-5320-4055 (直通)